平成30年度第4回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	平成31年3月2	9日(金) 厚生労働省	省共用第8会議室	
委員(敬称略)	第一分科会長	浅岡 輝彦 あさひ活	法律事務所 弁護士	
	委員	第 淳夫 工学院プ	大学建築学部 教授	
	委員	技松 広明 あおばる	公認会計士共同事務所	
審議対象期間	原則として平成3	0年 10月1日~平成	30年12月31日の間に	おける調達案件
抽出案件	10件	(備考)		
報告案件	0件	「報告案件」とは、各	部局に設置された公共調達	審査会で審議さ
審議案件	10件	れた案件について報告	Fを受けたものである。	
意見の具申または勧告	なし			
委員からの意見・質問に対する回	意見	見・質問	回 答	
答等	下記(のとおり	下記のとおり)

【審議案件1】

審議案件名:オーダリングシステム一式

資格種別:物品の販売(「A」、「B」又は「C」ランク)

選定理由:一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため

発注部局名 : 国立療養所沖縄愛楽園 契約相手方 : 株式会社沖縄メディコ

予定価格 : 51,948,247円 契約金額 : 30, 132, 000円

落札(契約)率:58%

契約締結日 : 平成30年10月30日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、3	者応札があり、株式会社沖縄メディコが契約の相手方と
なった。落札率は 58%である。	
意見・質問	回答
予定価格をつくるときに、医療情報システムとオーシ	すみません。予定価格算出内訳書を見ると、取ってい
ーシーから参考見積を取っていますけれども、今回落札	ません。
された株式会社沖縄メディコからは取っていなかったの	
ですか。それとも私の資料の見落としですか。	
非常に有力な落札業者であるにもかかわらず、株式会	この調達に当たってプレゼンテーション、及び毎月の
社沖縄メディコからは参考見積を取らなかった理由とい	オーダリングシステムの検討委員会みたいな形で委員
うのは、何か説明可能ですか。	会を開いていまして、そこで仕様書等も考えていまし
	て、その中で一番有力な業者として当初A社が説明をし
	て、そこが筆頭候補というか、仕様書にも見合っていま
	した。もちろん、全て仕様書に見合っているのですけれ
	ども、最も当園の仕様書に近いと思われたので、そちら
	の方をまず検討して、見積もりと納入実績の照会等を行
	っており、そこで予定価格を積算していたという経緯が
	ありました。
むしろ株式会社沖縄メディコではなくて、有力なのは	はい。
A社だったということなのですね。	
落札率が58%ということで、今回は物品の購入という	調達の前提に戻って申しわけないのですが、今回ソフ
ことで、低入札価格調査については省略されていますけ	トウエアとハードウエアが状況として非常に悪くて、だ
れども、これは品質上問題がないかという心配はなかっ	ましだまし使っていた状態でありまして、特にハードウ
たですか。	エアで故障した際に、先生から紙で運用してもらうとい
	う状況になってしまうので、必要な仕様を定めて、最低

	四キのでよび、マキスがはウノ田はしょこし」でありま
	限なのですが、できるだけ安く調達しようとしておりま
	した。そういうこともありまして、当園の最低限の仕様
	を満たしたということであれば問題はないと考えてい
	ました。
これは履行期限が3月29日で、今日なのですね。	納品の期限が29日になっていまして、もちろんその前
	段階から既存のシステムから新しいシステムに移行す
	るのがちゃんとできるように、各部署等と説明会を行
	い、納品はもう既に済んでいます。
このオーダリングシステムと既存の薬剤システム、検	連携の。
査システム、医事会計システム、患者基本情報システム	
とデータの連携をしないといけないわけですけれども、	
物品の購入という範疇の中でそれは可能なのですか。	
はい。要するに、相当の何らかのシステム開発がない	もちろん、ハードウエア面とソフトウエア面の2つの
と連携ができないということではないのですか。	面が今回の調達にあると思うのですが、それは総合評価
	にしたほうがいいという意味ですか。そういうわけでは
	ない。
開発者の人月は仕様書並びに見積書の中には特にない 開発者の人月は仕様書並びに見積書の中には特にない	-
	オーク・ブイド、ヨ國に特化したこういうものをつく ってくれというよりは、業者から仕様に見合ったものを
**	提示してもらったパッケージ、もう既に用意されている
	ものを買ったという認識であり、よって、物品の購入と
	いうイメージです。
性に実権のよるの間がは以来なる。 よしいことしてよ	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
特に連携のための開発は必要なかったということです	
か。	に当たってそういう作業はもちろん必要になりますの
	で、やってもらうという形で、付随する作業として仕様
	書に定めておりまして、開発というよりは、既存のでき
	合いのものを買ったという感じでした。
参考見積をとった3者は、全て商品名であるMegaOak	MegaOak MIRAIs。これはA社の商品です。
MIRAIsというものを納入予定なのですか。	
今回株式会社沖縄メディコはこの商品を納入したわけではないのですね。	はい。
システムの物品購入ということですけれども、運用・	運用・保守に関しては、4月からもちろんやってもら
保守については、その後の入札とかはありましたか。	うのですが、この間株式会社沖縄メディコから見積もり
	が出てきまして、金額的には入札の案件になるのですけ
	れども、ほかから見積もりが今のところ取れていないの
	で、何らかの書類、代理店とか、ここしかできないよう
	なことを証明してもらって、一応随意契約を今のところ
	考えています。
4月以降の保守・運用について、これから随意契約をされ	1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·
るという予定なのですか。	1-2
随意契約は条件がありますので、その条件に合致する	はい。
という前提であれば、そういうことでもよいと思います	-
が。少し遅れて買うということですね。	
A社の参考見積については、医事会計システムハード	こちらは、医療情報システムの見積もりです。
ウエアとソフトウエアがこの中に入っているのですが、	Z Z TY, PONTH INT TO A TYPE Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z
これはどうして入っているのでしょうか。57ページにあ	
りますね。医事会計システムハードウエア。これは含め	
た価格なのですか。そういうことではないですね。	
医療情報システムですね。	はい。
A社は入っていないということですね。A社は、純粋	=
A仕は入っていないということですね。A仕は、純粋 にオーダリングシステムのみで、医療情報システムのほ	
うは医事会計システムまで入れてきたということなので	

	-	
すね。		
これはどうしてですか。仕様書は同じものを見て参考	申し訳ありません。ありがとうございました。	
見積を上げてきているわけですね。少し土俵が違った見		
積もりを上げてきている状況のようなので、仕様書の内		
容が少しわかりにくいとか、そういうこともあるのかも		
しれませんので、その辺を少し検討して今後につなげて		
ほしいと思います。		
本調達システムの業務概要を見ると、ソフトウエアの	予定価格に関しては、恐らく調達というイメージで納	
パッケージを運用設計する、それからシステムの詳細設	入率だけを参考にして立てていたと思います。	
計を行う、システムの構築を行う、操作の研修、リハー		
サルを行う等々が占めているのですが、これが調達なの		
でしょうか。なぜ調達なのでしょう。つまり、アプリケ		
ーションを買ってきて、ハードウエアを買って設置する		
というのとはかなり違うように読めるのです。なぜ調達		
でやったのかがよくわからない。ですから、予定価格を		
立てるときに、ほかのところからいろいろ聞いています		
が、それが調達だったのか、業務委託だったのか、そこ		
ら辺をそろえて予定価格を立てたのですか。		
そうすると、業務内容に記載している調達とはちょっ	調達、物を買うということで進めた理由ですか。	
と思えないようなシステム設計であるとか、システム構		
築といった業務は、一体どこで見積もられているのでし		
ょう。それが全部製品の価格の中に含まれているという		
ことなのでしょうか。調達で行った合理的理由を後ほど		
説明していただければと思うのですが。		
はい	持ち帰ります。	
後ほどというのは、次の機会にということですか。	はい。ここでは無理だと思いますから。	
この見積もりを取るために、この見積もりを出す業者	はい。技術仕様は全ての業者にもちろん見せていたと	
にどこまで開示したのでしょうか。技術仕様を全部示し	思います。	
て、それでこの見積もりを取ったのですか。		
これを開示してこの見積もりを取ったということです	はい。	
力。		
分かりました。		
(分科会長の意見)	ありがとうございました。	
この案件については、特にありません。		
【審議案件2】		
審議案件名 : 国立療養所菊池恵楓園自動車車庫棟整備る		
資格種別 : 建築関係コンサルタント業務 (「A」又は「B」ランク)		

選定理由 :総合評価落札方式を実施している案件中、1者応札の中で最も落札率が高いため

発注部局名 : 国立療養所菊池恵楓園 契約相手方 : 株式会社益田設計事務所

予定価格 : 6,476,760円 契約金額 : 6,372,000円 落札(契約)率:98.4%

契約締結日 : 平成30年12月14日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社益田設計事務所が契約の相手方 となった。落札率は98.4%である。

意見・質問	回答
今回は総合評価落札方式で、公告から入札まで約1カ	通常のスケジュールですと、約1カ月というのが、建
月ということですが、技術について業者の方の準備もあ	築コンサルタントですとか工事に関しては標準的なも

ると思いますが、1カ月の期間というのは、特に問題な	のになると考えています。
いということですか。	
通常は大体1カ月ぐらいということですね。	はい。
技術評価をするときの評価委員会の内容について書い	今回については、園内の規程により、評価委員となっ
てあります。構成メンバーの選任はどういう形で行った	ている委員と、あと、外部の委員に最低限一人参加して
のですか。どういうことにポイントを置いて選任してい	もらおうということで、外部の委員一人入ってもらって
るのですか。	いるのですが、総合評価落札方式では外部委員が半数以
	上を占めるように、という形になっているということで
	すので、今後の案件については、半数以上を外部委員に
	して総合評価落札方式の評価を行っていきたいと考え
	ています。
評価をするときのこのメンバーに専門家というのは外	はい。今回この1名です。
部委員の方だけですか。	
このメンバーがそれぞれ評価を行うということではな	今回はそのような形になっています。
くて、会議体の意見交換の中で評価をしていくという手	
法だと読み取れますけれども、そうですか。	NAME OF THE TOTAL OF THE PARTY
今回というと、以前はどうだったのですか。	以前は各評価委員に資料を見てもらって、個別に質問
	をしてもらいながら、各個人で評点をつける、という形
7 0 年 00 日 10 日 40日 00 日 41日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 1	をとっていました。
その結果、60点中42.5。約70%の点数を獲得したとい	はい。
うことですね。	これは、人が味明光はアヤーマおりナナので1日の人
価格のほうに移りますけれども、予定価格の算出根拠がありますが、この計算式ですが、私は不勉強でわから	これは、イが時間単位になっておりますので1日の人
かめりますが、この計算式ですが、私は不勉強でわからないのですが、直接人件費「(A) = ((イ) /8)」	件費を8で。
となっていますけれども、8というのは、どういう意味	
合いなのですか。	
1日8時間ということなのですか。	はい。
業務人・時間数504という数字ですけれども、これは何	-
らかの根拠があってということですね。	のほうの計算式に基づいて算出されています。
504の根拠について、簡単に説明していただいてもいい	
ですか。	まして、それの内容に基づいて積み上げています。
人件費単価はどこからですか。	これは国土交通省のほうから毎年発表されておりま
	す公共工事の設計の業務単価というのがあり、それを基
	にしています。
それに基づいて予定価格を設定して、実際の落札率が	今回の入札の状況の調書にあるように、最終的に入札
98.4ということで、まさにそれに非常に近い形で入札を	を5回実施しまして、何とか予定価格に達して契約にな
してきたわけですが、これの理由というのは何かありま	りました。
すか。	
落札率が高かったのは入札で落ちなかったからという	はい。
ことで了解しました。設計業務委託料の算定書、これで	
予定価格を立てたわけですね。	
この中の業務人・時間数というのが504時間ですね。こ	建築士法の告示で設計事務所が受け取ることのでき
の数字はどこから来たのですか。というのは、単純に8	る標準の報酬額みたいな告示が出ているのですが、そこ
時間で割ると60日。木造の平屋の車庫の設計で設計時間	に建物の用途と規模によって大体どれぐらいの人工数
60日というのが私にはよくわからなかったのですが、何	というのが、図面と積算といろんな業務に分かれてい
かガイドラインがあるのですか。	て、係数が決まっていまして、それをもとに算出してい
	ます。 - *** ^
これは実態とかなり合っているのですか。	たぶん合っていると思うのですけれども、そこまでは
N 2, 10 3-1 3-	ちょっと分かりません。
分かりました。	
「総合評価委員会の審議内容について」というのがあ	はい、そうです。

るのですけれども、この審議の結果、点数というのはどういう形でついたのでしょうか。次のページで見ると、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関するというのは0点だったわけですね。

「審議内容について」と次の資料とどういうふうに関連するのだろう。「審議内容について」の審議内容では 得点は。

この審議内容については、点数表の左の一番下の枠に「業務実施方針及び手法」という項目がありまして、その中の「業務の理解度及び取組意欲」というものの一番右の4点というものと、「業務の実施方針」というものの一番右側の12点、この16点に関して、資料に基づいて採点をしていただき、それ以外の、これから上の項目につきましては、入札参加事務所のほうから提出された資料に基づいて、この項目に当てはめてもう既に点数が付与されている状況です。

それらは向こうが書いてきたものを機械的に集計すれば足りるという理解のもとに点数を置いて、それから評価委員会はこの2つ、合計すると16点についてだけ評価して、あとは積算したということですか。

はい、そうです。

(分科会長の意見)

この案件については、特にありません。

【審議案件3】

審議案件名 : 国立療養所菊池恵楓園給食棟外構工事

資格種別 : -

選定理由:随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため。

発注部局名 : 国立療養所菊池恵楓園 契約相手方 : 株式会社竹澤建設

予定価格 : 5,693,578円 契約金額 : 3,888,000円 落札(契約)率:68.3%

契約締結日: 平成30年11月30日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号に基づく随意契約を行った。

21. 200 - 21. 200 - 21. 200 - 21. 21.	71. 71. The same of the same o
意見・質問	回 答
この工事の内容ですけれども、外構工事ですね。	はい。
アスファルト舗装も入るのですか。	はい。外構の中にアスファルト工事とか、砂利敷きの
	部分とか、そのものを含めています。
全部含めるのですか。	含めています。
それを外構工事と言い方をするのですか。	はい。建物以外の周囲の部分という形になります。

一般競争入札ではなくて随意契約にした理由書がありますが、その理由として、会計法29条の3第4項と予算決算及び会計令102条4の第4号に基づいて随意契約を締結するということになると思いますが、その条件が第4号のところに4つあります。1つが現に工事、製造中のものの追加発注、それから分割発注しなければ売り惜しみが懸念されるもの。時価に比して著しく有利な価格が見込まれるもの。即座に契約しなければ、契約の機会を失い、または不利な価格となるもの。この4つの条件を満たすものが一般競争入札でなくて随意契約が認められるということになると思いますが、この随意契約とする理由の下から2行目に「より有利な価格が得られることから随意契約を締結するものである」となっていますが、先ほどの条文、「著しく有利な価格」ということで、

当初こちらで算定しました予定価格について、説明しましたように、570万程度を見込んでおりました。そこで現施行者でありました契約者のほうに見積もりを取ったところ、388万円ということで、結果的には68%ぐらいの内容になっているということで、有利ということで判断をしています。

「著しく」という言葉がついているのですが、ここでは	
著しい有利な価格だったのですか。	
予定価格と比してということですか。	はい。
給食棟等新築工事の際の予定価格と比較してというの	はい。
は、今言われた内容ということですね。	
予定価格、要するに、給食棟新築工事の際のこれとい	はい。
うのは、外構工事のことを意味するのですか。	
その前の工事のことを意味はしないのですね。	はい。前の工事の中にこの外構工事というのを含めて
	いましたけれども、途中で方針の中でこの外構工事は次
	期工事に回してしまおうということで、別工事とした経
	緯があります。
分かりました。では、当初の予定価格を組んだときと	はい。
比較して非常に安い値段で工事ができるということで、	
予算決算及び会計令の102条4の4号の著しく有利な価	
格で締結できるというところに該当すると。そういうこ	
とでオーケーだという結論を出したということですね。	
給食棟の工事自体は別に進んでいるわけですね。	はい。
随意契約とする理由の今の話にありましたが、いろん	その点も考えたのですが。
な経緯があって、「急遽外構のアスファルト工事等を別	
途工事として発注することとなった」とありますが、こ	
れは別途工事にしないで、そもそも進んでいた給食棟の	
工事の中に契約変更で入れるということはできなかった	
のですか。	
現場事務所とか共通経費のことなどを考えると、その	現場のほうが大体終わって、あとは検査を受けるとい
方がお安くというか、よく分かりませんが、簡便に出来	う状態になっておりましたので、一度工事が完成したと
たのではないかと思うのですが、そういうことは出来な	いう状況で、追加発注ということで対応したという経緯
いものですか。	があります。
追加でなくて、別途発注ということですね。	別途発注という形です。
何となく納得できないのは、そもそもこの工事をやら	その点では、給食棟のほうを施工しておりました建設
なければいけなくなったのが随意契約をする理由にはな	会社が、もう完成しているような状況の中で、そのとき
らないと思うのですね。住民から言われたとか。それを	の現場の担当者が、「次の現場が決まっており、期間が
無理やり短期でおさめるために結局随意契約になってし	空くと次の工事に行かないといけない。」という状況で、
まったというあたりで、どうも出発点がおかしいのでは	今でしたら見積もりの内容、金額で工事が施工できます
ないかなと思うのですが、それがこの委員会の審議事項	という状況もあったという点もあって、有利に契約でき
かどうか私にはわかりかねますけれども。例えば熊本地	ると判断したところもあります。
震以降云々という理由は、随意契約をするという意味に	
おいては全く理由にならないと思います。本当にやるの	
であれば、手順としては入札をしてから、どうしてもこ	
ういうことになって、最終的に随契になりましたという	
なら分かるのですが。	w > _)
そうすると、勘違いしていた。株式会社竹澤建設とい	そうです。
うのは、給食棟を建てていた業者なのですか。)), DDA7=1), -
それをもともとの工事の契約のし直しでなく、随意契約であったといることですね	はい。別途工事として。
約でやったということですね。	
別途工事。なるほど。	
とりあえず了解しました。	ルカの老さっぱ サラオーナ W & せっぱれて 1 - ツ. せっ
今のは大変に大切で、追加の質問ですけれども、先送りなるというと思いる。	当初の考えでは、先に建てる給食棟の地盤面と、次期
りするという判断がやはりおかしかったということです。	工事で考えている給食棟の車庫とか駐車場等の工事に
か。	ついて、地盤面に相当段差がありまして、これに関して
	次期工事で検討をし直すということが、将来の敷地の状況にかけ物の状況にないていいしい。これで判断しま
	況とか建物の状況においていいということで判断しま

	して、当初については先送りをしたということになっています。
それが書いてあるのですが、それでもって先送りしたという結論ですね。	はい。
	対田 目がわれしてファル ユギゼの七、ので再切し
しかし、未確定部分をどうやって処理して、どうやって味辛和約でやねてしまったのでしょう。	結果、最終的なところでは、入所者の方々のご要望と
て随意契約でやれてしまったのでしょうか。ということは、 は早、出来なのではないですか。	いうものありまして。
は、結局、出来たのではないですか。	
でも、それらはみんな予想されることだったでしょう	こちらについては、一般競争入札の総合評価落札方式
	です。
確定部分があるから先送りするというふうに判断したの	
ですね。結果論と言われるかもしれないけれども、これ	
は、外から見ると、わざわざ2つに分けて随意契約させ	
たのではないのというふうに見えますね。	
今の給食棟新築工事は、株式会社竹澤建設がやったので	
しょうけれども、この契約方式はどのように。	
それは何者か応札があったのですか。	これについてもやっと1者応札があり、落札したとい
	う経緯があります。
予定価格は、そもそも外構工事も入れて予定価格を積	いえ、その段階ではまだ入っておりました。
算したようではありますが、総合評価の提案書をとった	
段階では既に外してはいたのですね。	
その段階ではまだ入っていた。	はい。
入っていたのにわざわざ外したと。	そうですね。
やはりおかしいのではないかと思いますね。	今のところ応札者がない状況とか、あと、応札があっ
それと、渡り廊下とか給水濾過装置とか、これらの発	ても価格面で折り合いがつかないという状況が続いて
注はどうなっているのですか。	おり、結果的には契約ができないという状況です。
これらも一旦は総合評価、あるいは一般競争入札かわ	これらについては、実際入札を行った工事もあります
からないけれども、それはやっているのですか。	が、今のところ契約できていないという状況です。
これらはいつ公告をしたのですか。	この3つの工事について、30年度当初から行っていま
	した。これは今回の給食棟の工事とは関係ない別の工事
	になりますけれども。
別の工事ですか。	はい。これらの工事に関しては別の工事で、今、熊本
	県の状況として、なかなか応札者がなく、契約に至って
	いないという状況です。
(分科会長の意見)	ありがとうございます。
わざわざ外して随意契約でというのは、余計におかし	3,7 3,7 - 3 . 3,70
くありませんか。もしかして随意契約でも受けてもらえ	
ないかもしれない。あるいは次の工事ではもしかして入	
札に応じてもらえないかもしれない。余計不審な気がす	
るのですけどね。では、次回に活かしていただくという	
ことにして。	
【審議案件4】	
家議安性タ・全国陪室者総合福祉センター(百山サンミ	ライズ)受雲設備シーケンス改修工事

審議案件名 : 全国障害者総合福祉センター (戸山サンライズ) 受電設備シーケンス改修工事

資格種別 :建設工事-電気(「C」又は「D」ランク)

選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が最も低いため。

発注部局名 : 大臣官房会計課

契約相手方 : 日本不動産管理株式会社

予定価格 : 8,478,000円 契約金額 : 5,054,400円 落札(契約)率:59.6%

契約締結日 : 平成 30 年 11 月 15 日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、日本不動産管理株式会社が契約の相手方

となった。落札率は59.6%である。	
意見・質問	回 答
一者応札になった理由ですが、「公告時期が遅かった」	本件独自の理由というよりは、入札の時期が下半期に
と、これはどういう意味で遅かったということですか。	入ってからの入札でしたので、他の案件等の入札等が終
	わっており、他の事業者が他の案件等を応札しているた
	めに本件まで手が回らないといった事情があったので
	はないかと考えています。
「1者から既に他の工事予定が入っていたため応札に	申し訳ありません。現時点ではこれ以上の分析はして
至らなかった」という理由がここに書いてありますが、	いません。
そういう回答は当然回答の一つとしていると思います	
が、他の何らかの分析というのはしていますか。	
していない。要するに、下期に入った案件なので、業	はい。
者のほうも工事案件が非常に立て込んでいるので入札に	
参加しなかったと。そういう理由ですね。	
仕様書を5者取って、それなりのやる気で仕様書を取	はい。
ったと思いますが、それで実際の応札者は1者だったと	
いうことですが、ほかに特に理由は見当たらないという	
ことですね。	
予定価格を算定していますけれども、他の業者の参考	予定価格は、部品の単価とかは見積もりを3者から取
見積というのは取らなかったのですか。	って、そのうちの一番安い会社の価格に査定率を乗じて
	算出をしています。
それはこの調書にはファイルされていないということ	見積書は配付されていないのですけれども。
ですね。	
ということは、この予定価格の算定過程はこの資料で	この資料では分からないです。
は分からないということですね。	
では、次回からは分かるような形にしてください。	はい。
予定価格の算定根拠、積算書がありますが、高圧受電	この数字は、発注するに当たって図面を作成していま
盤の見積額、この数字はどこから取ったものでしょうか。	して、その図面の内容に基づいて専門のメーカーに見積
	もりを依頼し、そこの見積もりの金額を3者とって比較
	して、安い価格に査定率を掛けて算出しているという感
	じになっています。
備考欄にある見積比較表というのが、この資料を作成する	はい。
ときのバックアップデータとしてさらに存在するという	
ことですか。	
落札率が非常に低い、59%でしたが、品質は特に問題なか	
ったでしょうか。	題はないです。
価格の問題がありまして、低入札価格調査はやってい	正式にヒアリングという形ではないのですけれども、
ませんが、非公式ではあるかもしれませんが、この辺の	契約業者とどうしてこんな数字で入れることができた
ヒアリング等は実施したのでしょうか。品質が非常に心	のかという話はちょっとして、そういう理由なら大丈夫
配だと思いますので。	ではないかという感じで聞きました。
どんな理由でしたか。	他の物件でも部品の取り替えということで、今回受け
	た会社はその部品をつくっている会社と取引があった
	ようで、そういう絡みもあって通常よりも安く仕入れら
	れたという話でした。
一者応札だったということで、今回入札に参加した日	維持管理については、年1回の保守点検がA社と聞い
本不動産管理株式会社と現在この建物の受電設備の維持	ています。竣工当時からの設備になりますので、現在の
管理、元設計を行った会社との関係というのはどうなっ	高圧受電設備を施工した業者がB社。メーカーがC社と
ていますか。	いうことになりますので、関係はないと考えておりま
	す。
つまり、一者応札になった理由として日本不動産管理	はい。
株式会社にアドバンストがあったというわけではないと	

いうことですね。

この会社は割としっかりした会社のように自己申告書などで見えるのですが、参加資格等級はDですね。何でDなのだろうと思うので、教えてほしいのです。これは専門工事に入るのだろうと思うのですけれども。参加資格というのは予定価格でもって決めてしまうのだとすると、何でもやれれば全部、A、B、C、Dどれでもとれてしまうということになるのは変だなと思うので、お尋ねします。

競争参加資格のほうなのですが、基本的には横に書いてある数値は、経営事項審査のときに受けている。業者が出している競争参加資格の通知ですが、建設工事のときに1年7カ月有効の経営事項審査というのを受けていまして、そのときの点数で評価が決まっておりまして、568点だとDとか。今、官公需だとCなので、今回は官公需になりますので、712点がCというランクの部分だということです。たぶん売り上げとかを換算したところで評価はされているはずです。

資格をとったときの等級でもって申請すれば、そのまま。Dに上げてくれ、Aに上げてくれみたいなことがない限りは、それで構わないと。

基本は経営事項審査なので、全部受けてもらって、競争参加資格は、一応建設工事と測量コンサルタントは2年間有効で、一度もらったのをそのままやっていて、業者でも例えば売り上げが上がって、経営事項審査で点数が上がったというふうに認識をすれば変更申請を出してくるとは思いますが。

大きな工事をとりたいと思えば、等級資格は上がらな ければいけませんよね。 はい。基本的に工事種別のところで、専門工事であれば、今回1200万円以上4000万円未満だとCで、1200万円未満であればDが基本になりますので、その等級で1個上、また、1個下となるので、今回はDなので、C、Dしかとれない形にはなっています。

そうなりますね。ですので、業者から見ると、一番工事が多そうなところの資格にとどめておいたほうがいいという判断もあり得るのですか。よく分からないから聞いているのです。

この点数の算出方法につきましては、基本的に客観的な指標、売上高ですとか営業年数とか、そういった指標が一律決まっており、基本的にはCが入る余地がないというシステムになっています。ですので、まさに先生おっしゃるとおり、一番入りやすい等級というのが実はありまして、例えば物品・役務の世界ですと、A、B、C、D、4つランクがあるわけですけれども、Bランクをとっていると、基本的に上位、下位で3等級とることが多いものですから、ひっかかる可能性が極めて高いのですが、BランクがAランクに売り上げが上がるとなると、入れるのが少なくなってしまうので非常に困るということは、ご意見としては聞いたことがあるのですが、それは制度上いじる余地がないシステムになっているものですから、言ってみれば自動的に対応するような仕組みになっているという状態です。

(分科会長の意見)

この案件については、特にありません。

【審議案件5】

審議案件名 : 日本点字図書館外壁改修等整備工事

資格種別 :建設工事-建築一式工事(「B」又は「C」ランク)

選定理由:総合評価落札方式を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため

発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : 株式会社エイワ建設

予定価格 : 93, 290, 400円 契約金額 : 70, 200, 000円 落札(契約)率: 75. 25%

契約締結日:平成30年11月8日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、3者応札があり、株式会社エイワが契約の相手方となった。 落札率は75.25%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問 回 答

これは低入調査の対象になっている案件ですけれど	無事検査も終わりまして、特に問題はありませんでし
も、工事のほうは3月中旬半ばで完了していると思いま	無事便宜も於わりまして、特に问題はめりませんでし た。
すが、特に問題はなかったですか。	/-0
低入札価格調査の結果というものがあります。直接工	まず、各項目に対してどれぐらいの差があるのか、額
事費について、株式会社エイワ建設の額と予定価格でか	のほうを確認して、それがどれぐらいの率で差があるの
なりの差額が出ていますが、どのような分析をしていま	かというのを確認しています。
すか。	ガュニマ・ブックを 4年前5 C C V・よ y。
株式会社エイワ建設と、予定価格でかなりの差が出て	問題はなかったと考えています。
いますが、前の文言を見ますと、資材調達等を安定的に	回風はながつにと与えていまり。
行っている、それから業務効率等も図っているという文	
言ですけれども、この辺の1500万の差というのは特に問	
題は見当たらなかったという理解でよろしいですか。	
予定価格の算定根拠のところ、予定価格の算定ですが、	これは別紙代価のほうを確認しないと詳細がわかり
直流電源装置の単価、中央監視制御盤の金額について、	ませんが、この案件ですと、見積もりを3者から取りま
これはどこからとってここの数字として使ったのでしょ	して、一番安い価格の者のものを採用しているという形
うか。	になっているかと思います。
そうすると、参考見積はこのファイルの中には入って	はい。
いませんが、3者から参考見積を取った結果ということ	16 V 10
なのですね。	
技術審査のメンバーの選任というのはどういう形でし	メンバーの選任については、外部の人を2分の1以上
たのですか。	という規定があるので、それを踏まえて当室のほうで適
	任者を選んでいます。選任の観点としては、もともと、
	この建物は視覚障害者が使う建物ということがありま
	したので、視覚障害に有識を持つ人にお願いしていま
	す。
例えばどんな工事が必要であるかとか、この価格につ	その観点を踏まえまして、委員長のA先生については
いて妥当な価格であるとか、そういう判断をすることが	建築学科を卒業していることを確認の上、お願いしてい
必要だと思うのですが、このメンバーの中でそういった	ます。
ジャッジメントがきちんとできると理解してよろしいの	
でしょうか。	
技術審査の点数をつけるときに、委員の方が別々に行	原則として委員会を開催するという規定になってい
	ましたので、それに基づいて開催しています。
たようですけれども、そういう手法をとったのはどうし	
てですか。	
委員会の中でディスカッションをして点数を決めてい	はい。
ったということですか。	
開札調書によると、株式会社エイワ建設のほうが、価	
格及び技術の評価の結果、落札したということですね。	
たくさんの表があるのですが、これは予定価格と株式	第1回目の入札時に内訳書の提出を求めていまして、
会社エイワ建設との差を整理した表ということですか。	その内訳書と予定価格の比較をしています。
平成29年と書いてあるのは。	予算の年度が29年度ということです。
予算の年度ということですね。	まずは誘導灯の更新。誘導灯のバッテリーの更新。あ
これを見ると、今回の価格の乖離が起きたのは、設備	とは中央監視設備の基盤の工事です。
の費用が予定の価格とは大分大きく差が出ているような	
のですけれども、今回の工事というのは、概要のところ	
には「外壁改修工事及び屋上防水改修工事」とあって、	
最後のところに「機器更新等一式」と書いてあるので、	
電気設備というのは何があったのですか。	
中央監視設備が入っているのですか。	はい。
それはこの建物全体の中央監視設備。	そうです。本館、別館と分かれているのですけれども。
本館、別館それぞれのですか。	はい。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ·

はい。あとは直流電源装置のバッテリーの交換。 それは結構大きいのですね。 そこのところで予定価格と大分乖離が生じたので、最 そうですね。それもあるかとは思います。 終的には大きく。建築工事のほうも少しずつ下がってい ますけれども、大きいのは、そこがきいたということで すね。 そのあたり設備の予定価格に関しては、整備室と何と はい。この設計事務所に委託しまして、整備室のほう かマネジャーズというところでつくったということです でチェックをして、経費計算をして、予定価格のもとと か。 なる工事費積算書の算出を行っております。 この工事はもちろん終了しているわけですね。 終わっております。 特に問題はございません。 設備関係においては特に問題がないと。 (分科会長の意見) この案件については、特にありません。

【審議案件6】

審議案件名 : 合成樹脂製器具・容器包装のポジティブリスト制度化に係る溶出化学物質の遺伝毒性に関する情報

収集及び情報整理(米国ポジリス収載1309物質)一式

: 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク) 資格種別

選定理由:一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため

発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所

契約相手方 : 一般財団法人化学物質評価研究機構

: 9,741.600円 予定価格 契約金額 : 9,741,600円 落札(契約)率:100%

契約締結日 : 平成 30 年 12 月 27 日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、こ	1 者応札があり、一般財団法人化学物質評価研究機構が契
約の相手方となった。落札率は 100%である。	
意見・質問	回 答
一者応札になった理由が書いてありますが、複数の業	2者です。
者に声掛けしたということですが、先ほど2者と。落札	
業者を合わせて3者ということですか。	
ということは、見積もりを取ったA社と落札した一般	はい。
財団法人化学物質評価研究機構の2者ということですね。	
参考見積を一般財団法人化学物質評価研究機構から取	まず、どうしてこの2者に絞ったかというのは、毒性
って、落札率が100%で、一般競争入札ということではあ	試験の知識、専門性が非常に高い者をスタッフとして抱
りますが、内容としては、ほぼ随意契約的な流れになっ	えている業者を当研究所の方で把握しているのがこの
てしまっているのかなと思いますが、その辺はいかがな	2者ということで、この2者から予定価格を取りまし
ものでしょうか。	た。基本的に予定価格というのは、そこの会社の落札希
	望価格に限りなく近い。会社によっては下げてくる場合
	もありますけれども、限りなく近いということになって
	しまいますので、結果として予定価格のときに見積もり
	を出してもらった金額と、一者応札になってしまいまし
	たが、一般財団法人と同じ会社ですので、落札価格が重
	なってしまったという認識です。
1者になった理由として、3カ月で1,309物質の調査は	そうですね。もちろん、声をかけた段階で、やはり3
難しいというふうな回答でしたが、これはA社からの回	カ月では難しいと。結局、A社も我々の請負、仕事のみ
答ですか。	引き受けているわけではなくて、年度末ということもあ
	りますけれども、複数の会社からやって、結局、人的資
	源を分散して、今回短期間で1,309物質ということで、
	引き受けたいのだけれども人的リソースが確保できな
	いという回答がありまして、こちらは非常に残念な思い
	でということになります。

確かに3カ月間という期間は非常に短いとは思うので 今回この事業の対象物質としました1,309物質という すが、3カ月しかなかった理由はどこにあるのですか。 のが、昨年の秋ごろに本省から追加でこういう物質もあ りますということで提示されまして、その中でまだ遺伝 毒性に関する調査をしていない物質を洗い出す期間を 要し、さらに入札にかける時間までに時間を要したため に、スタートが12月になってしまったという次第です。 そうすると、基本的には日本でこの作業ができるのは 今までA社と一般財団法人化学物質評価研究機構とは、 落札したところとA社、2者のみということになるので┃国立医薬品食品衛生研究所でいろいろ事業をやってお りますので、その中で把握して、確実にこの業務をこな すか。そうでもないのですか。 すであろうと考えている事業者であることは確かなの ですが、全国規模にした場合、もしかしたらできる企業 があるのではないかなと思いまして、入札ということで 幅広のランクづけのほうもして募っているという状態 ではあります。 現状でこの事業に耐え得る、もしかしたら規模の小さ いつもお使いになっている2者にお声がけをしたとい うことですが、さらに追加で2者ぐらいのお声がけとい┃いところもあるのかもしれないのですけれども、事業を うのは可能なのですか。 完全に短期間で完璧にこなすということを前提で考え ると、この2者にとりあえず絞って声をかけるという形 になる。そのほかに関しては入札公告そのほかを見てい ただいて、やる気がある会社は来てくださいと。イメー ジ的にはそういうことになります。 一般公告を出しているのだから、それはそれでいいで もちろん、幅広に今後も探しながら、もう少し頑張り はないかというお話ですね。 たいと思います。 そうですね。あと2者ぐらい探しまして。いろいろリ あと2者ぐらい声掛けして、広く募った方がよいと思 サーチしまして、幅広にもう少しやりたいと思います。 もしかしたら落札金額がもう少し下がるかもしれませ もう少し安くなる可能性もありますし。 一般財団法人化学物質評価研究機構の見積があるのです 基本的に見積書のほうの項目が薄いというのは、まさ が、これは非常に大ざっぱな見積もりになっているよう にご指摘のとおりで、一応こちらのほうを我々だけでは に思いまして、例えば人件費単価掛ける工数とか、何に なくて、専門の知識を持つ者にも見てもらって、これが どれぐらいの工数がかかるのかということがわかるよう 妥当かどうかということは判断してもらっているので な形というのはできないものなのでしょうか。 すが、確かにこれに関してはご指摘のとおり、もっと細 かくすべきものであると思います。 そうですね。今後相談するときはもう少し中身を精査 したいと思いますし、工数はふやして検討したいと思い ます。 この事業というのは、今回初めてのような内容で書い 合成樹脂製器具・容器包装のポジティブリスト制度化 てありますが、そうなのですか。ポジティブリスト化す に係るという事業に関しましては、実は今年度4本実施 しています。というのは、2020年に書いてあるとおりの るのは今回が。 ポジティブリスト制度が運用されますので、それに向け た事業ということで、今、アクティブに動いているとこ ろです。 本件は極めて専門性が高い業務委託だと思うのです。 受けてもらったのが1者のみという形です。 ですから、研究所の先生の知識の中で、また、これまで の研究の中でこういうことに耐えられる委託先というの が、今、議論にあったように2者あっただろうというこ とで、特に3カ月という中で1,309件をできたのが1者し かなかったということですね。 1者のみだったということですね。 はい。 これは競争性を働かせて、より適切にお金を使うとい 先ほど説明しましたとおり、2020年にポジティブリスト う観点から、1,309物質は一括発注でなければいけなかっ |制度が運用されるということで、特に遺伝毒性という毒性

に関しては、夏までに評価の結果をある程度集めなければ たのですか。 いけないという状況があります。それで、1,309物質、秋こ ろに追加でというものについても、できれば今年度中に情 報を集めて、来年度早々には遺伝毒性の評価を済ませて、 夏あたりにポジティブリスト制度に向けたアクションを起 こさなければいけないという近々の状況がありましたの で、今回3カ月という短い期間ではありましたが、1,309 物質という形で事業を起こしました。 ちょっと乱暴な議論かもしれませんけれども、1,309を 今まではまとまった数のものを1本の事業でずっと 例えば300ずつの6つとか7つに分けて、それぞれ300ず┃やってきていたものですから、あまりそのように分割し つやってくださいと言ったらば、競争性のあるほかの者 てやるということに発想が至らなかったというのが現 が受注することができたのではないですか。そういうこ 実的なところです。実際やってみないとわからないとこ とは不可能だったのですか。つまり、1,309物質を一括発 ろではありますけれども、先生が言われるように例えば 注でなければいけなかったのかということです。 3本に分けたという形でやったとしても、当初からの説 明のとおり、3カ月で300であっても結構多いのですね。 受けられる事業者も限られているような時期でもあり ましたので、今回は一括としてという経緯です。 努力はするべき。300でも400でも500でもいいのです 分ければ、どこかが入ってくるということですか。 が、そういう工夫をした上で、最終的に全てを1者が落 としましたというなら理解が得やすいと思うのですけれ ども、それだけ極めて専門性が高くて、皆さんがよくご 存じの世界で発注をかけるわけだから。 あえて1つでやったということに対して、変な疑念を 今後業者に声をかけるときには、間口を広げてですね。 持たれる可能性があるのではないですかということなの で、なるほど間口は広げたほうがいいのではないかなと いうことです。 ただ、そういうことができるかどうか分からないので その辺は踏まえて、業者と相談するときに、分けたと す。 きにどこかまだ来られないかとか、速やかにできないか ということも観点に入れて業者とも交渉したいと思い ますし、こちらでも考えたいと思います。ありがとうご ざいます。 先ほど短い期間に迅速な結果を求めるということを言 そのとおりですね。 われていたと思うのですけれども、これは今回でなくて、 同じものがこの後にあった場合の参考としてほしいと思 うのですが、これは一般競争入札で、公告をしているか らいいではないかと言っているのだけれども、公告期間 は11月20日から12月10日までの20日間なのですね。それ で各社の見積もりの日付を見ると10月20日とか10月30 日。ですから、声をかけているところは、恐らくこれよ りも1カ月から2カ月アドバンテージを得ている。それ はフェアなのという感じが実はするのです。一般入札公 告をかけているからいいといったって、その方たちは20 日間しかない。声をかけたところは、声をかけられて、 それから見積もりをとって、それからさらに20日間与え ている。これはアンフェアではないかなと感じますけど

(分科会長の意見)

ちょっと工夫していただかないとおかしいですね。

そうですね。見積もりをいただいて、早目に公告の作業をしまして、公告期間を延ばすとか、こちらのほうでもその辺は観点に入れていきたいと思います。

【審議案件7】

ね。

審議案件名 : 食品用途の合成樹脂製器具・容器包装のポジティブリスト制度化に係る経口反復投与毒性試験に関

する毒性情報の収集及び整理(米国ポジリス掲載物質を主とした136物質) 一式

資格種別: 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク)

選定理由:一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため

注部局名 : 国立医薬品食品研究所

契約相手方:株式会社東レリサーチセンター

予定価格 : 9,979,200円 契約金額 : 5,184,000円 落札(契約)率:51.9%

契約締結日 : 平成 30 年 10 月 10 日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、2者応札があり、株式会社東レリサーチセンターが契約の相手方となった。落札率は51.9%である。

方となった。落札率は 51.9%である。	
意見・質問	回 答
今度は1,309物質ではなくて、136物質ということですね。	はい。
参考見積を取ったのはA社とB社の2者ということですが、株式会社東レリサーチセンターというのは想定内だったのでしょうか。 落札率が51%ということで、非常に低い落札率なので	サーチセンターに関しては、私どものこの事業ではないにせよ、別の事業とかで通常の契約とか入札とかにいる会社ですので、想定外というほどではなくて、よくいる会社の一つだなというイメージではありました。ただ、B社とかほど毒性関係の専門知識があるという認識はなかったです。
すが、この作業は完了している案件ですね。	
例えば先ほどの1,309物質の案件は、株式会社東レリサーチセンターは可能なのですか。	そこは聞いたことはありません。どうしても信用度として考えてしまうと、今回ここの業務で落札はされていますが、136物質、かつ期間的にもあるので、それなりのものはできるだろう。1,309物質のほうは短期間ということですので、あえて株式会社東レリサーチセンターのほうに積極的にというわけではなかったです。
	今後は材料として入れたいと思います。期間とか、先ほど先生たちに指摘されたところを踏まえて。また同じようなことになってしまって申し訳ありませんが、そこら辺は考慮していきたいと思います。
落札率が51%と判明したときに、この案件については低入調査の対象になっておりませんが、だけれども、当然品質に問題はないかなと御心配されると思いますが、そのときに何らかのヒアリング等の分析はしましたか。	分析はしておりません。
それは必要なかったという意味ですか。	落札業者自体が株式会社東レリサーチセンターは、国立医薬品食品研究所として実績のある会社ですので、先ほどとは全く逆のパターンで、専門性のある人に余裕があるということで、遊ばせているよりは仕事にとりにくるという場合、私どもが想定している以上に値段を下げてくるというケースは散見されるので、その一つではないかと認識しています。会社の信用とそういう事情の2つということで。ただ、今後、あまりにも値段が想定より下がってしまった場合は、ご指摘のとおり、ヒアリング、確認をしたいと思います。
そうですね。例えば仕様書の読み違いとか、そういう ことももちろん考えられるわけですので、きちんと理由 の調査をされたほうがよろしいかなと思います。	分かりました。
開札調書のところですけれども、通常開札調書のフォ	分かりました。次回よりそのようにします。

ームは、入札者とどういう価格で入札したのかの金額が - 覧できるような形、誰が落札者になるかということが わかるような形が一般的ですので、そういったもので開 札調書としていただければありがたいです。 今までの繰り返しになってしまうのですけれども、予 はい。 定価格の比較表は、前の案件の予定価格の比較表とコピ ーを間違ったのではないかというぐらい同じですね。 片や1,300物質で、片や130物質。もちろん、中身は違 そうですね。 うのでしょうけれども。なおかつそれぞれの金額を出し てきた会社もそれぞれ同じなのですよ。約900万と約1600 万。こう並んだときに予定価格が、先ほども繰り返して いますけれども、この見積書の中で一式と書かれたとき に、精査できなくなってしまっているということが非常 に大きい問題だと思うのです。結局、それを丸々信じて、 ある者の数字をそのまま丸々予定価格で立ててしまう。 例えばほかの全く違う案件などだと、それぞれ安いと ころを持ってきて予定価格を立てるということをやった りするではないですか。結局、そういうことができない ような見積書を使っているということが非常に大きい問 題かなと思います。 一方で、期間の問題よりは、それぞれの者がこなすこ とができる業務量というのを考えた発注の仕方というこ とが、この案件の場合はちょうどぴたっと当てはまって 非常に安くできたということの可能性もあるわけです ね。 だから、これは全部込みの話だと思うので、抽出案件 なるだけ幅広の業者さんが参加できるような、そうい を選ぶときにあえてこの2つを並べてもらいましたが、 う方式をさらに検討していきたいと思います。 そういうことを今後かなり気をつけないと、と思います。 特に研究者がこの手の発注に関わってくるので、そうな ると、研究者の言うことについて、それはそうなのだろ うなと言わなければいけない側面もあるとは思います が、もう少し丁寧な発注の仕方を心掛けていただければ なと思います。 それだけではなくて、予定価格の算定の仕方について はい。 もちょっと。 箇条書きではなくて、もう少し具体的になるように。 それから、先ほど開札調書の話が出ましたが、審議案 はい。2者応札。 件7についての応札者というのは2者だったのですか。 2 者応札で、そこは先ほどの件で落札したA社と株式 はい。それで競争という形です。 会社東レリサーチセンターの2者だったのですか。 1回の入札で終わったのですね。 はい。落札業者が決定いたしました。 (分科会長の意見) はい。 これからは一覧表をつくってください。

【審議案件8】

審議案件名 :指定添加物等の安全性に関する試験(ペリルアルデヒドに関する遺伝子突然変異試験)一式

資格種別 : -

選定理由: 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため

発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所

契約相手方:株式会社安評センター

予定価格: 4,968,000円契約金額: 4,968,000円

落札(契約)率:100%

契約締結日 : 平成 30 年 10 月 9 日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問 口

はい。

株式会社安評センター以外のA社及びB社は、TG488に 準拠ということではなくて、本則どおりやれるところと いうことですね。

非常に高額な費用がかかるということで、株式会社安 評センターのほうでTG488に準拠した形でのMuta Mouseを 用いた試験を行うということなのですが、高額な費用と いうのは、どれぐらいの差があるのでしょうか。

まず、TG488に準拠する試験が実施可能な国内の施設が3 施設ということであります。TG488につきましては、先ほど 説明にもありましたとおり、遺伝子組換えのマウスを使い ます。遺伝子組換えマウスが国内で実際に使える系統とい うのがありまして、それが2種類ということです。そのう ち今回のMuta Mouseという系統を使った試験を実施できる 施設が株式会社安評センターのみということになって います。もう一系統のほうは、この3施設全て一応実施 できると理解しています。

答

Muta Mouseを使った試験と別の系統を使った試験とで どれぐらい価格の差があるかというご質問でしたが、 今、近々の細かい数字までは持っておりませんが、過去 の経験等で言いますと、大体3割から5割ぐらい値段の 差があるのではないかと考えています。

Muta Mouseを使ったよりも3割から4割増しという意 味ですか。

感覚で言っていますが、それぐらいだと思います。

どうして純粋な方を使わないのですか。価格の問題で あれば、今回約500万で落札をして、それが仮に700万な いし800万になったとしても、試験結果のクオリティーを 考えると、先ほどのA社及びB社ができるような試験方 法に変えたとしても、それほど大きな予算オーバーとい うか、追加ということにはならないように思いますが、 いかがですか。

むしろ一番安価でクオリティーの高いところに頼める ことが最終的には望ましいと考えています。もちろん最 初の仕様のときには、できるだけ1者に限定することが |ないようにという形で、TG488という枠の中であれば系 統も複数選択肢がありますし、という形でつくるわけで すけれども、しかし、最終的にその中で一番品質と価格 で競争力があるところというと、現在では日本で1者そ の系統を使える会社が最終的に残ってくると理解して います。

そうすると、TG488に準拠した方法と純粋な方法とでは 試験クオリティーは変わらないという意味ですか。

はい。繰り返しになりますが、TG488に準拠している 方法。どちらも準拠しています。ただ、使う動物、系統 が違うということです。別な系統を使うともう少し高く つくと。こちらの系統を使うと安い。ただ、安い系統で 実施できる施設は1施設しかないという状況です。

そういうことですか。

もしかしたら、別の系統でやったときに、残った2者 が安い価格で入札してくる可能性はないですか。

可能性がないかと言われれば、それはゼロではないか もしれませんが、今回落札している会社というのは、2 系統どちらもできます。先ほど私が感覚でと説明した価 格差というものは、一応どれぐらいの差があるかという のは分かっているので、それと今回の2者目、3者目の 方たちがやるときの価格というのは、同じ系統であれば あまり差がないということが過去の経験であったので、 それであれば、最終的に今回選んだ系統が一番安くなる というのは、合理的な選択かなと思っています。

どちらの系統でやるのかという選択については、国立 医薬品食品衛生研究所側のほうで決めないといけないも かどうかということですか。 のなのですか。

2つの系統のどちらでやるかの判断をこちらがする

はい。

仕様書上は、そこは指定しないように書類をつくるこ とになっています。つまり、TG488に準拠というところ

	までしか言いません。
	7.7
株式会社安評センターと随意契約をしなくてもいいよう	
に思いますが。	で来た場合は、担当の研究官といろいろ諮りつつ、今、
(C 広V ' ま y ル'o	
	ご指摘のとおり、幅広で入札をかけてみた方がいいので
	はないかという結論です。
	若干値段が上がったとしても系統は絞らず、同じ結果
	を得られるのであれば、一般競争入札の方がどうかとい
	うことを所内でも議論していきたいと思います。
ただ、専門性が非常に高くて、一般競争入札にはなじ	そうですね。専門性が高いので、実を言うとそこの判
まないというのであれば、もちろん随意契約でよろしい	断がちょっと難しいところがあるので、もちろん所長や
かと思いますが。	副所長やその辺の方にも御意見をいただきながら進め
	たいと思います。あまり事務の方で判断してしまって、
	一般入札にして、後で正式なデータが得られないという
	と、国民の不利益にも当たりますので、その辺は慎重に。
サークルウジャンカー しった本地(な)マール()マケット	
株式会社安評センターとの随意契約に本当に結びつか	
ざるを得ないのかという状況が、この資料と今の説明内	
容からだと読み取れないので、もしかしたらもう少し競	
争性のあるやり方も選択できる可能性があるような気も	
しますので、ちょっとご検討ください。	
私の手元の取りまとめた資料の中では、随意契約の理	随契理由書のところですか。
由が予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当と書	
いてあるのですが、それで間違いないですか。今いただ	
いている分厚い資料の中にはその記載がないように思う	
のですが。	
分厚い資料の中には書いていない。だから、それで間	済みません。落ちております。
違いないですかということを聞いている。	結論的には102条の4です。
4の3ですか。	4の3です。
	1 5
予算決算及び会計令第102条の4第3号は、「契約の	
性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要	
により、競争に付することができない場合において随意	
	増減を含めまして、技術的なことも含めまして、5年以
争を許さない場合なのか、緊急の必要なのかというのが	
ちょっと読めないのですけれども、どちらなのでしょう。	験ではない、年に1つあるかないかの試験なのですが、
今までの議論は、専門性が高いとか、唯一そこしかでき	過去には複数の会社から見積もりをとって入札をやっ
ないという御説明しかなかったのですが。ですから、先	たことがあると、それで落札がなかったこともあると聞
ほどの御質問は、まず一般競争入札をやって、結果的に	いています。なので、そういう意味では、今回の一番安
1者を選んだというのであれば、何も問題ないと思うの	
ですが、最初から予断をもって1者しかないだろうとい	
うことで随契に持っていったのは、説明がつかないので	
はないかなと思うのですけれども。	いう実績が背景にあるということは一つ認識していま
110.00 10.00 10.00 C 9 1/40 C Do	した。
	-
るのはこういう場合と明確に決められているわけですか	
ら。すごくよく分かるのですけれども。そこには何の疑	
念も挟みませんが、何かうまい説明がいただければと思	
うのですけれども。	
(分科会長の意見)	
この件は、両先生が指摘されるように、随契は許され	
ない事案だったのではないかと思うのです。先ほど説明	
があった、何回かやってみたけれども一者応札しかでき	
" 22 - 16/ 13 mm / 2 Caluctain 40 C O La Martin CM / C C	

なかった、だから随契にするというのは、逆行ではない のと。一者応札を何とか2者、3者にしていこうという ふうに努力しているときに、過去はやったけれども1者 しかなかったから、これが安いだろうからと勝手に発注 する側が決めてしまおうというのは、それは違っている だろう、それは間違っているのではないかと思います。

仮に高いやつだって、もしかしたら参入するために低 い金額で応札するかもしれないし、それはそれでいいわ けで、何の問題もないということだろうと思うのです。 だから、随契にされる場合、よほど注意していただかな ければ。特に随契にしたいという要求なり希望なりが機 構の中にあるのだろうと思いますけれども、それは間違 っているのではないかなと思います。

【審議案件9】

審議案件名 : 諸外国の家庭用品中化学物質に関する規制及び自主基準等に関する情報収集調査一式

資格種別

: 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため 選定理由

発注部局名 : 国立医薬品食衛品衛生研究所 契約相手方 : みずほ情報総研株式会社

予定価格 : 4,968,000円 契約金額 : 4,968,000円 落札(契約)率:100%

契約締結日:平成30年12月28日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
1つ前の案件と今回の案件について予定価格が同じ	予定価格の調書にも付けていますが、予定価格の徴
なのですけれども、これは偶然でしょうか。	収業者がみずほ情報総研株式会社になっていますので。
今回はみずほ情報総研株式会社ですか。	はい。結局、予定価格を出した業者と今回契約した
	業者が同じということですので、金額がそのままにな
	っているという形になります。
前回の案件は株式会社安評センターが出しているの	8と9で金額が一緒になっています。
ですね。	
	そういうことです。
	たまたまです。全く業種も違いますし、研究部門も
	全く異なっていますので、これは本当に偶然としか言
	いようがないです。
偶然ですか。	はい。
みずほ情報総研株式会社の参考見積を見ますと、これ	はい。
も「一式」という表現になっておりまして、内容が非常	
に不明瞭ですので、先ほどの案件と同じように中身をも	
う少し詳しく。もちろん、人件費であれば単価、時間を	
きちんと書いたベースで参考見積をとっていただける	
ようにお伝えいただきたいと思います。	
それから、先ほどと同じ議論になってしまいますが、	まず、これは緊急性が非常に高くて、随意契約理由
これも随意契約が本当に可能かどうかという点です。随	書には緊急性のことは書いていないのですが、11月ぐ

意契約理由書が書いてありまして、これも予算決算及び┃らいにこういった調査を緊急で行ってほしいというの 会計令第102条の4第3号に基づいて随意契約にした という内容で表現していると思いますが、これには該当 させるには難しいなと思います。というのは、随意契約 理由書に、この条文に該当する理由として、迅速かつ的

を受けまして、それで実際やっているものです。なの で、非常に短期間。私がこの案件を聞いたときに、な かなか困難度が高い調査だと思いましたので、できる だけ調査期間を増やさないといけないというのもあっ

確な業務遂行ができるので、ほかの業者にはできないと いうような表現がありますけれども、契約の性質・目的 が競争を許さないというふうには解釈ができないと思 いますので、随意契約という選択が正しかったかどうか について、もう一度検討していただきたいと思います。

みずほ総研さんがここで随意契約の対象業者さんにな っておりますが、例えばA社とかはできないものなので すか。

たのですが、実際3カ月ぐらいしかなかったのです。 なので、非常に緊急性の高い案件だったということに なります。そういう意味では緊急性が高かったという ことがあります。

他社についてですが、緊急性が高くて、これらの内 容を実際に正確にできるところはという中で、以前に 家庭用品の調査で非常に広範囲な情報収集してもらっ た業者でしたので、そこに依頼したという経緯があり

そうすると、随意契約理由書の中で緊急随契だという ですか。

ことを表現しておかなければいけなかったということ

その辺のところは言葉足らずで、もっと強調して書 くべきものでした。ご指摘のとおりだと思います。

確かに一般競争入札をすると非常に時間がかかるこ とは事実ですが、だからといって随意契約にすぐさまで きるということでもないと思いますので、一般競争入札 にできるかどうかをきちんと検討する。今回のケース は、去年の秋に依頼が来たということで、ちょっと難し かったかもしれませんけれども、いきなりみずほ情報総 研株式会社に頼むという形ではなくて、もう少し透明性 と公平性を持って一般競争入札等も考えていただきた かったと思います。

はい。

この案件というのは、家庭用品中の化学物質に対する 自主基準等と書いてありますが、仕様書の中で「香料等」 という表現であったり、「香料」という表現であったり しているのですけれども、「等」なのですか、それとも 「香料」なのですか。

これは基本的に香料の使用ということですが、香料と呼 ばれて使っているものと、香料と同じ成分ですけれども香 料として使われていないものもありますので、「家庭用品 中の化学物質」ということで幅広に表現していて、特に必 ずやっていただきたいのが香料であるので、「香料」を強 調して書いてあるということになります。

そうですか。では、香料だけではなくてということで すか。

できるだけ幅広にそういった情報を集めていただき たいということなのですけれども。

これは、随意契約にするかどうか、組織の中でいろい ろ検討して決めるのだと思うのですけれども、そのとき に随意契約理由というのを考えるのだと思うのです。 我々がいただいている膨大な記録の中の理由というの は、組織の中で随意契約を選択しようとしたときにつく ったものだろうと思うのですが、そうではないのです か。ここでの説明とここに書かれている理由とが違うと いうのはおかしいですよ。今、緊急性があるとおっしゃ ったけれども、本当に緊急性があるのと。平成28年から やっている同様な研究があって、本当に緊急性があるの かどうかさえ怪しいなと勘ぐられますよ。

そのとおりだと思います。

この随意契約理由書には書いていない。それをこの場 でそういう理由をされるのは、おかしくありませんか。

疑念を抱かれる書類を作っているのは、こちらの不 手際になりますので、今後はもう少し皆さんが公明正 大に分かるようにします。

そうですね。

それと、平成28年のときはどういう形でやったのです

一般競争入札でやっています。

だから、平成28年でやったときは、みずほ情報総研株 式会社で初めてこれをやったのだと思うのですよ。平成 28年にやったから、30年の段階でこの1者しかないとい うことはあり得ないだろうと。

平成28年の家庭用品の調査をやってもらっているの ですが、家庭用品の特殊性というのもありまして、通 常の化学物質の規制というものが化学物質単位でやっ ているのに対して、家庭用品というのは製品でやって いるというのがありまして、家庭用品というものの定

義から始まって、精通していないとできないのも事実 でありまして、みずほ情報総研株式会社がこれを受託し たときに、そこをかなり丁寧にやって会社としてノウ ハウを得ていると聞いていますので、そういった理由 があります。

そういうことであれば、例えばほかの方式を使うと か、技術評価が入るようなものを使うとか、いろいろ工 夫のしようがあると思うのですけれども、そういうもの をやらないで、ここが一番そのノウハウを持っている、 経験がある、だから随意契約でやると。随意契約の乱用 ではないかなと思うぐらいですね。随契で何件かありま す。随契が一番問題になっている。ここで3つも4つも 随契で審議しなければいけないというのは、随契を乱用 しているのではないかという懸念を持ちます。率直に言 って。

今後はその辺は。

(分科会長の意見)

そうですね。本当に随契をもう少しきちんと。許され る場合、許されない場合、ほかの方式が賢明ではないか ということも含めて。

多面的に物を見て判断したいと思います。

【審議案件10】

審議案件名 : 旧独立行政法人雇用・能力開発機構岩手センター体育館解体工事

資格種別 :建設工事-建築一式(「B」、「C」又は「D」ランク)とび・土工・コンクリート(「B」、「C」

又は「D」ランク)

:一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため 選定理由

発注部局名 :職業安定局雇用保険課

契約相手方 : 株式会社山崎組 予定価格 : 29, 160, 004円 : 29, 160, 000円 契約金額

落札(契約)率:100%

契約締結日:平成30年11月2日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社山崎組が契約の相手方となった。落 札率は100%である。

10 70 C 87 30	
意見•質問	回 答
資料の確認です。日付を見ると、予定価格調書の平成	はい。
30年7月11日の日付のものが第1回目の予定価格。8月	
日24日が第2回目の予定価格。	
このときは予定価格を変えていないのですね。	2回目は変えておりません。
3回目が87ページにある10月10日で、800万ぐらい上	そうです。
げてということですね。	
1回目の予定価格と2回目に作った予定価格ですが、	1回目、2回目の予定価格については、解体工事の実
資料を確認していないのですが、この資料を見ますと、	施設計を踏まえて、刊行物の単価の平均ですとか、公共
	71 65 0

価格を修正したとなっておりますが、具体的にはどんな 内容だったのでしょうか。

足場の仮設工事費用等の単価に開きがあったため予定 | 建築の工事標準単価積算基準に基づきます複合単価に よりまして単価を設定しました。

> 2回目のときの応札額と比較すると、直接工事費と共 通費で乖離がありました。直接工事費のうち仮設工事の 枠組本足場で約350万円ほど、内部造作材撤去、建物の 上屋解体、共通費の現場管理費で乖離がありまして、い ずれも労務費ですとか資材が高騰していることが要因 と考えています。特に業者からは、足場組みについては 労務者とか資材の確保が非常に困難な状況になってい るというのは聞いています。

1回目の予定価格を作ったときは、どんな形で作った	解体工事実施設計を入札で行いまして、設計事務所
のですか。	対して設計をお願いしました。その際には、私のほう
	専門的な知識がありませんので、当省の会計課の施設
	備室に助言を求めまして、その設計の完成検査とかそ
	いったことにつきましても施設整備室の方の協力を
	て、確認してもらいました。
参考見積は取ったのですか。	その段階では参考見積は取っておりません。
そうすると、机の上でつくった見積もりと実勢価格に	そうですね。
非常に乖離が出てしまったということですね。	
予定価格の正確性をつくるために手続的にもう少しき	それは、全体の額を平均するよりは、個々の工程の
ちんとした形で手続を踏んでいただきたいと思います。	れぞれの枠ごとに平均をしたほうがより正確な数字
2回目の予定価格の根拠として2916万4円という数字	出るのではないかと考えて、それぞれ平均を出してカ
がございますが、わざわざ4円を。縦に足していくと、	それを積み上げて。
端数処理の関係から4円という数字が出てくることは	4円をわざわざ積みたかったという意図は特には
出てくるのですが、左側の平均をとって2分の1にすれ	りません。
ば、そんな数字はもちろん出てこないわけで、わざわざ) St 4700
4を残した理由は何ですか。	
落札率を100%にしたくなかったというのではないの	
ですね。	ら、4円たまたまついてしまったというところです
分かりました。でも、どちらかというと、平均をとれ	送ったものの応札に至らなかったというところでに
ば4円という発想は出てこないので、どちらが客観的で	ほかの工事と時期がかぶってしまって技術者を確保
すかと問われれば、恐らく4円がついていないほうが客	きない。そもそも技術者が少ないので人を充てられな
観的かなと思いますので、その辺を注意して作っていた	という業者がほとんどでした。
だければと思います。	
それから、仕様書を取った業者が最初は5者いて、次	
は15者、最後に1者ということですけれども、こういう	
ふうに辞退される状況というのは、どういう理由でしょ	
うか。	
非常に工事が立て込んでいるので、要員の確保が困難	そうですね。
だということですね。	
でも、15者も仕様書を取りに来たということは、それ	取りに来たというよりは、地方の工事ですと、厚労
なりにやる気があったのかなというふうにも思えます	働本省の工事の入札案件を把握していないケースが
⊅\$°°	とんどかと思いますので、こちらのほうが入札参加資
	者名簿からランダムに業者を選びまして働きかけ、こ
	いう入札をやっているのですけれども仕様書を送っ
	よろしいでしょうかということで、仕様書を送ったの
	それぞれ5社、15社、1社ということです。
資料中、積算数量参考書というのは何ですか。	これはもともと積算数量参考書の仕様書の中にこ
MILLY ISTMED THEY JUIGITY THE	数量で積算してください、とお見せしている表紙のも
	で、工事費内訳書のときにはそれは省いてもよかった
	思いますが、業者のほうでそのままつけてしまってい
	というだけです。
株式会社山崎組がつくった資料のうち、施設整備室の	はい。
名前がついている資料があるけれども、これは関係ない	
ですね。	
(表現の) 積算数量参考書、業者には名称とか数量とか、そうい	空ではないです。もちろん、入れて渡しております
うのは入れて渡しているのですか。それとも空紙で渡し	
ノッパのパロのではしているツノくナル。てかしても上れて彼し	
ていろのですか	1
ているのですか。	けい 単価と金額を入れてもようものです
そうすると、業者がここに入れるのは単価を入れるの	はい。単価と金額を入れてもらうものです
	はい。単価と金額を入れてもらうものです はい。

にこの単価を幾ら入れればいいかなと業者が考えて入れたということですね。先ほどの仮設の仮囲いだとか枠組足場などのときにここに数字、単価を入れたということですね。

公告の場所なのですが、本省と本省のホームページなどには載るのでしょうけれども、現地のほうにもやるべきではないですかね。

この資産そのものを例えば岩手県にあります労働局とかそういったところに所管を変えて、そちらで管理をしてもらうのが本当は一番いいのですが、この資産が旧独立行政法人から承継した資産ということで、承継した資産というのは、この体育館、土地に限らず、数百という単位でございまして、主に労働局でもう少し小さ目の職員宿舎であったものとか、そういったものの管理をお願いしておりまして、旧独立行政法人雇用・能力開発機構の岩手センターというところの能力開発施設の分については、当時の整理として厚生労働本省の方で一括して管理をしようとしましたので、まだこちらのほうで管理をしています。したがって、入札に関しても本省の方でやらざるを得ないという状況です。

(分科会長の意見)

管理をするとか責任の所在みたいなものは本省でいいのだと思いますが、それプラスアルファがあったって、別にそれが違反なわけでもないだろうと思うので。こういう工事みたいなものは現地にもやった方がいいのではないかなと感じますね。

わかりました。

2 4 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室 電話03-5253-1111(内7965)